

## 日高町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 7,815	千円 3,851,750	千円 194,038	千円 659,767	% 17.1	% 17.3

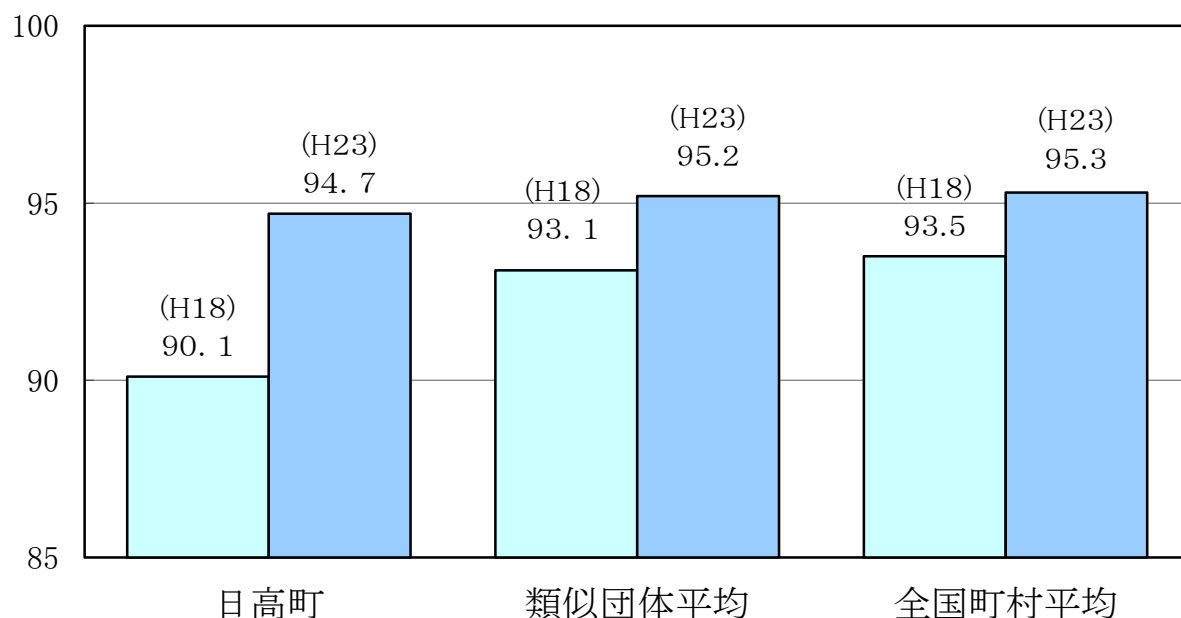
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 75	千円 276,524	千円 26,058	千円 99,846	千円 402,428	千円 5,366	千円 5,717

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日高町	44.8 歳	335,040 円	365,441 円	357,060 円
和歌山県	42.8 歳	338,161 円	412,144 円	373,584 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
日高町 (調理士)	49.1 歳	2 人	264,450 円	270,850 円	267,700 円	調理士(男女)	44.8 歳	240,500 円	1.13
和歌山県	50.3 歳	281 人	338,967 円	380,783 円	362,626 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	5 人	302,584 円	328,341 円	319,177 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
日高町 (調理士)	4,273,822 円	3,221,500 円	1.33

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### (2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		日高町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	—
	中学卒	126,600 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

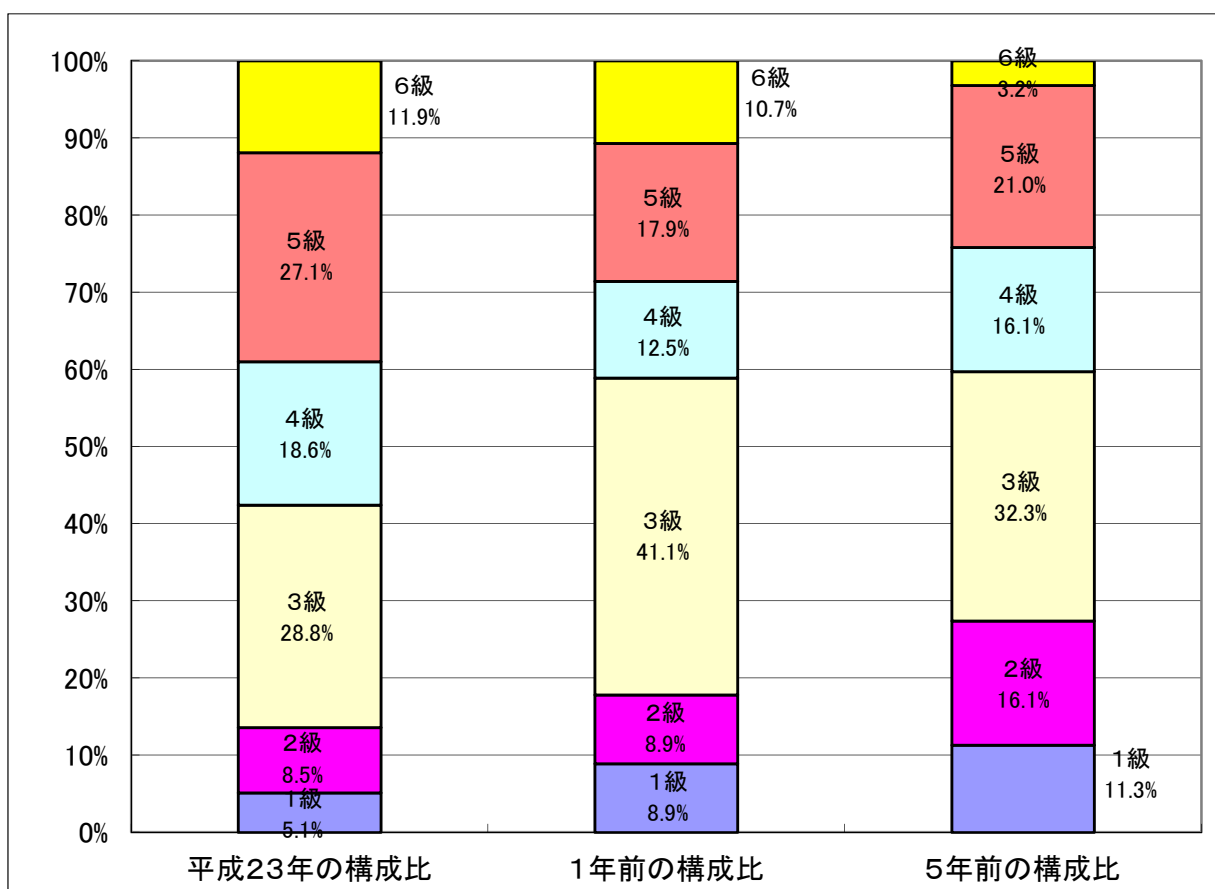
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	237,600 円	300,800 円	348,200 円
	高 校 卒	191,600 円	229,300 円	310,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	232,800 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	公室長・参事・課長	7 人	11.9 %
5 級	副課長・主幹	16 人	27.1 %
4 級	課長補佐	11 人	18.6 %
3 級	係長	17 人	28.8 %
2 級	主査	5 人	8.5 %
1 級	主事	3 人	5.1 %

- (注) 1 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条第1項に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評価を実施。(内容の詳細については、職員の勤務成績の評定に関する規則を参照)平成17年度に全職員を対象とした試行を行い、平成18年4月から全職員を対象とした能力に基づく人事評価を実施している。

### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員対象に能力に基づく評価を実施。  
その評価結果に基づき昇給区分(0～6号級)を決定。

平成24年1月1日の昇給において、一般行政職の職員59名中、上位区分(3及び6号級)に決定された者が20名(33.9%)、標準区分(2～4号級)に決定された者が39名(66.1%)、下位区分(0及び2号級)に決定された者が0名(0.0%)であった。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

日 高 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,331 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,600 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分 ( — )月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

#### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条第1項に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評価を実施。(内容の詳細については、職員の勤務成績の評定に関する規則を参照)平成17年度に全職員を対象とした試行を行い、平成18年4月から全職員を対象とした能力に基づく人事評価を実施している。

#### 2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

全職員対象に能力に基づく評価を実施。その評価結果に基づき、成績率(62以上/100～81未満/100)を決定。

平成23年12月の勤勉手当において、一般行政職59名中、上位区分(71.5以上/100～81未満/100)に決定された者が20名(33.9%)、標準区分(62以上/100～71.5未満/100)に決定された者が39名(66.1%)であった。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

日 高 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	制度なし		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無	)	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	20,224 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	9,182 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	122 千円
支給実績（平成21年度決算）	6,250 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	81 千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族である配偶者を有する場合 配偶者 13,000円 第1子以降1人につき 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合 第1子 11,000円 第2子以降1人につき 6,500円</li> <li>・扶養親族でない配偶者を有する場合 第1子以降1人につき 6,500円</li> <li>・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円</li> </ul>	同	—	10,596 千円	220,750 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1（その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円）を6,500円に加算した額	異		1,865 千円	38,854 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>参事、課長、副課長 20,000円</li> <li>主幹 12,000円</li> </ul>	異	給料の8%~25%	3,403 千円	189,056 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	675,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 809,400 円/ 364,500 円
	副 町 長		
報 酬	議 長	290,000 円	364,000 円/ 220,000 円
	副 議 長	240,000 円	285,000 円/ 168,100 円
	議 員	220,000 円	263,000 円/ 135,800 円
期 末 手 当	町 長	(平成22年度支給割合) 2.60 月分	
	副 町 長	(平成22年度支給割合) 2.60 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 67万5千円×在職月数×0.433	(1期の手当額) 14,029,200 円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	55万8千円×在職月数×0.258	6,910,272 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

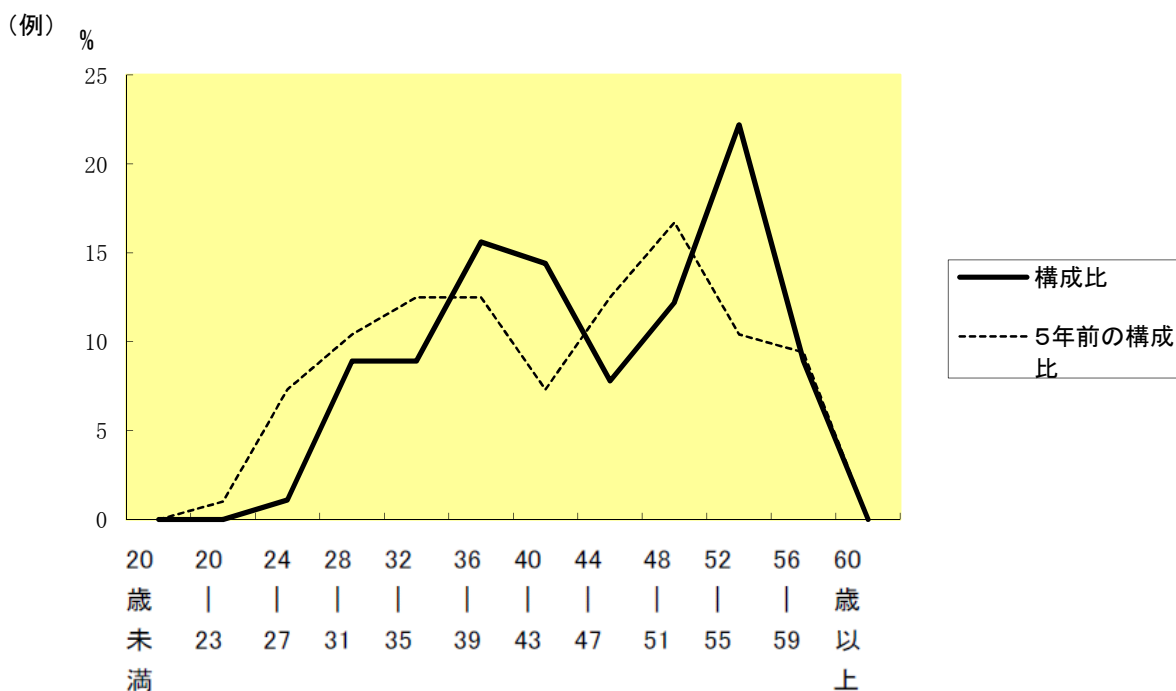
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	18	19	△1	事務分担見直しによる合理化のため
		税務	6	5	1	勤務条件の改善のため
		民生	25	27	△2	・事務分担見直しによる合理化のため(△1) ・欠員不補充(△1)
		衛生	2	2	0	
		農林水産	6	5	1	平成23年4月1日付の権限移譲により、農地法第3条、第4条、第5条等による許可事務を、町で実施することによる事務量の増
		商工	2	2	0	
		土木	5	4	1	勤務条件の改善のため
	計	66	66	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.45 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 118.77 人)	
		教育部門	10	10	0	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	76	76	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.57 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	9	6	3	御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、4月から国民健康保険法第3条第1項に定められた、国民健康保険事業を実施するため	
	小 計	15	12	3		
合 計		91	88	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.44 人	
		[ 105 ]	[ 105 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	1人	8人	8人	14人	13人	7人	11人	20人	8人	0人	90人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
一般行政	72	71	69	69	66	66	△6 (△8.3%)
教育	12	10	10	10	10	10	△2 (△16.7%)
普通会計計	84	81	79	79	76	76	△8 (△9.5%)
公営企業等会計計	13	13	13	13	12	15	2 (15.4%)
総合計	97	94	92	92	88	91	△6 (△6.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 186,469	千円 11,580	千円 10,287	% 5.5	% 8.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 3	千円 7,181	千円 612	千円 2,494	千円 10,287	千円 3,429

市町村(政令指定都市を除く) 平均一人当たり給与費
千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日 高 町	45.2 歳	306,496 円	428,624 円
団 体 平 均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日高町	一般行政職
1人当たり平均支給額(22年度) 1,247 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,331 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( — )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( — )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。



イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

日高町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	制度なし		その他の加算措置	制度なし	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	20,224 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	154 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	77 千円
支給実績（21年度決算）	114 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	38 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族である配偶者を有する場合 配偶者 13,000円 第1子以降1人につき 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合 第1子 11,000円 第2子以降1人につき 6,500円</li> <li>・扶養親族でない配偶者を有する場合 第1子以降1人につき 6,500円</li> <li>・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円</li> </ul>	同	—	174 千円	174,500 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1（その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円）を6,500円に加算した額	異	—	34 千円	16,825 円